

第5回 江南市市民自治によるまちづくり
基本条例推進委員会会議録（概要）

日 時 平成25年2月14日（木） 午後1時30分～午後3時35分

場 所 江南市役所 第2委員会室

出席委員（11名）

会長 中 田 實	委員 沢 田 和 延
委員 古 田 富士夫	委員 野 下 達 哉
委員 森 ケイ子	委員 庄 田 圭 介
委員 河 井 照 夫	委員 早 瀬 裕 子
委員 社 本 亘	委員 黒 岩 義 光
委員 尾 関 安 巳	

欠席委員（1名）

委員 波多野 敬 子

事務局

地域協働課長	大 竹 誠
地域協働課 協働推進グループリーダー	坪 内 俊 宣
地域協働課 協働推進グループ	木 村 美 彩

次 第

議題

1. 江南市の市民参加条例の考え方（案）に対するパブリックコメントの結果について
2. その他

配付資料

- 資料1 江南市の市民参加条例の考え方（案）に対するパブリックコメント結果

○会長 お久しぶりです。この間にパブリックコメントが実施され、人数は多くはありませんが、熱心な意見が多く提出されました。きょうは、このパブリックコメントを「考え方」にどう活かすかという議論と、目標は条例作成ですから、その先へどうつなぎ、進めるのか。このパブリックコメントで万々歳ということではないというところも出てきている。それをどう埋めるのかという議論で進めます。

1. 江南市の市民参加条例の考え方（案）に対するパブリックコメントの結果について

○会長 まず、パブリックコメントの結果について、全体を通した報告をお願いします。その後、細かな点について進めます。

○地域協働課長 （資料1を説明。）

○会長 「市の考え方」で、修正検討は5件。うち表現の問題は4件、1件は内容にかかるものでした。まずは、ご質問がありましたら。

○河井委員 NO26。「10人以上」を削除する提案に対し、「市の考え方」は「修正を検討」になっている。この部分は、この委員会でも議論した。修正案は既にあるのか。それともこの場で検討するのか。

○事務局（坪内） ここでの「修正を検討」は、「10人以上」の部分ではなく、「18歳以上の市民」の部分。年齢が入っているので、この表現だと、意見提出者のように、「市民」の中に「事業者等」が含まれていないかのように誤解される。修正を検討するのはこの「18歳以上の市民」。他市の条例も参考にし、今のところ、「市民（18歳未満を除く。）」というような案を持っている。提案要件は18歳以上の個人と、事業者等の10名以上の連署。この考え方は、変えていない。表現方法について修正したい。

○古田委員 「市民」の後に括弧を挿入していくのか。

○地域協働課長 「市民」は「個人」のみのように受け取られてもいけないので、表現上工夫したい。

○会長 団体も10人のうちの1人という扱いであった。

○事務局（坪内） そう。1団体は、あくまでも“1人”として数える。残り、9人（9団体）が必要。ただ、団体内の人が、個人、10名以上として出すことは可能。

○会長 10人以上の団体なら出せるのか。

○事務局（坪内） 団体として出すならあくまで1人。10人以上の構成員が個人の資格としてなら出せる。また、市民の中に事業者等が含まれることは「説明」中には記載していくが、条文では注意書きのようなものは入れない。定義の中で明確になっているので。

○森委員 資料を精読する時間を取ってください。

○会長 概ね10分程度、時間を取りましょう。

〔資料1を精読〕

○会長 それでは、お気づきの点がある方からどうぞ。

○野下委員 NO8。意見の概要④に「他市の市民参加条例で『市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの』を市民参加手続の対象とする事例が多くなってきています」とある。どこの自治体か。

○地域協働課長 事務局で把握している市民参加条例、54条例中、9条例が対象としている。石狩市、富良野市、逗子市、大和市、多治見市、苫小牧市、北広島市、厚木市、流山市の9市。

○野下委員 法律では直接請求の対象外としているが、それを越えた部分を条例でやろうとするものなのか。

○地域協働課長 自治法では、市税の賦課徴収等の条例の制定・改廃の直接請求は対象外とされているが、地域主権が進む中、独自の考えで市民参加の対象としていると思う。

○社本委員 意見提出者は、自治法改正の動きがあると言っているが、そのような動きはあるのか。また、3-2に該当するものであっても、市民生活への影響等を踏まえ判断していくとあり、金銭徴収関係も市民参加の対象となりうるということか。

○地域協働課長 自治法改正の情報は承知していない。また、3-2は、あくまでも「市民参加を求めないことができます」であり、「求めない」というこ

とではない。金銭徴収関係についても、市民生活に与える影響を考慮して市民参加を実施することもある。

○会長 3-2、(5)「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」の「その他」にはいろいろあるということですね。

○地域協働課長 昨年の場合ですと、使用料・手数料について、利用者にアンケートを行い、意見を聞いた。これも市民参加の一つ。

○会長 市税は。

○地域協働課長 江南市独自の税を設けることも可能なので、そのような場合は、市民参加を求めるかもしれない。現行の市税関係の変更については、対象外との判断になると思う。

○野下委員 ケースバイケースということか。

○地域協働課長 基本、3-1に該当するものは、すべて市民参加を実施していく。その上で、3-2に該当する場合は、「求めない」こともありうる。3-2の該当するものについては、ケースバイケースとなる。

○森委員 逆のことを考えていて、ここで規定しようとしているのは、いくつかの問題について、市民参加を求めようとする場合の“手続”。何もかもが対象になるのではないと思う。だとすると、対象にするのかを判断するのは市長であり、条例に沿った市民参加はその中でしか実施されない。何もかもではない。その判断は、市長の裁量によって大きく変わるのではないか。今ある例でいうと、江南市最大の課題、新ごみ処理施設をどこに造っていくかと。2市2町で検討しているが、江南市長は江南市内に造るという判断をした。私はここ（市民参加）にかける対象だと思うが、今、まったくその議論はない。市長の判断によって変わってしまう。公共施設の使用料の件についても、全面的な改正であったので、本来なら、（市民に）意見を求める内容であったと思う。あの中の一部、ある施設の使用料の改正になると、パブリックコメントなり、みなさんの意見を求めるまではやらなくてもいいのかなあと。だから、その判断をどこが、どうやっていくのか。改めて考えさせられている。

「市民参加を求めない」基準はあるが、求める場合の基準をどこに置くのか疑問。

- 会長 先ほどの事務局からは、「すべて」ということでした。
- 森委員 「すべて」といっても、一つ一つ取り上げて、すべてを出来るかと言ったら、出来ないと思う。
- 地域協働課長 「すべて」と言ったが、3-1に該当するもの「すべて」という意味。
- 森委員 確かにそのとおりなんですけど、最終的に決めるのは、市長ということですね。
- 地域協働課長 そうなる。
- 森委員 それに対して、これを市民参加でやるべきだと、市民の側から「市民参加」を求めることは、この条例の中では可能なのか。
- 地域協働課長 3-3にもあるように、「可能な限り市民参加を求めるよう」努めることを規定している。また、市民側からの発案としては、「市民政策提案」がある。
- 森委員 それはちょっと違うと思う。あくまでも、それは市民からの新しい提案。市長が市民参加手続を行わないときに、市民が市長に求めていくことは必要だと思うし、そうしたものに対して、どこかで受け入れるものをつくっておくことが必要。せっかく条例を作っても、市長がその気にならないと。基本構想だとか、具体的に書いてあるものはやらざるを得ないが、そうでないものについては、どこまでが重要なものなのか。それらはあくまでも市長の判断になる。
- 会長 まず基本的に、この条例は、執行機関が提案する参加の手続。「市民が」ではなく。まちづくり基本条例では...
- 地域協働課長 まちづくり基本条例にもそのような規定はない。
- 会長 これは市民参加の対象だと、市民が主張する場所は、この条例でできるのか。また、別なのか。対象になる、ならないといった争いになる政策も出てくる。
- 地域協働課長 市民参加条例をまちづくり基本条例第19条の規定により制定しようとしている。市民側からの要求により、参加手続に進むような明確な規定はない。また、3-2で「市民参加を求めないことができる」とした

事項はそれなりの理由があつてのことであるが、最終的には執行機関等の判断による。

○森委員 3-3は長に対する縛りであるが、この項目の中に、本当に市民の声を吸い上げるといふか、何らかの文言が入るのかどうか検討していただきたい。

○会長 例えば、3-1の5項目に何か追加することによって何か救い出されるかもしれないということはないですかね。例えば、(4)「市民生活の大きな影響」の「大きな」を無くすとか。「制度の導入」の「制度」を「施策」にするとか。文言を変えることで、参加が見えてくることもある。なるべく広くしていくことはできる。ただ、市民参加として取り上げる、取り上げないという、本来は、大変政治的な問題だとは思ふが。何でもできると期待されても困ることも...

○森委員 (対象か否かの) 争いがあつたらどうするか。

○会長 市民はやれという、役所は外したいということになると。まあ、役所の権限になるんですかね。あるいは、そこに議会が関与できるか。きょうのところは、結論を出すのではなく、幅があるということですね。

他の点、何かありますか。

7-1でスタンダードな公表方法が、三つ挙げられている。これが、従来江南市が行ってきた公表方法ですか。基本条例の場合は、説明会も行ってきました。掲げたからといってすべてやるというわけでもないの。

○地域協働課長 基本条例の際は、説明会や地域の回覧板を使つての広報もあった。今は、三つだけだが、(4)として「その他」を加えていきたい。

○会長 市民が動き出すのを期待する条例だと思うので、ハードルは高くない方がいいですね。

○黒岩委員 今までの審議会は、NO15の意見提出者の言うように年1、2回が多かつたと思うが、1、2回でよいのか。

○地域協働課長 審議内容にもよると思ふが、この推進委員会ですと、条例の検討ということで、年に何回か開催している。計画の推進状況、成果を報告し、それに対し意見を出してもらふような会議は、年に1、2回程度になる

うかと思う。審議会の審議内容にもよる。

- 黒岩委員 予算がないから1、2回にとどまっているようなことはないのか。
- 地域協働課長 前年度の段階で、開催回数に伴う予算は見込んでいます。
- 会長 報告で済むなら“廃止”ということになるのか。それとも、そういうときもあるということになるのか。
- 地域協働課長 報告だけではない。報告の際に出された意見をP D C Aサイクルの中で活かしている。ただ、発言した意見がそのまま政策に反映されるかどうかは、その内容次第。
- 会長 市民委員の方が、もっと会議をやりたいという希望があるにも関わらず、できないということがあったのか、そのような思いもあるのでしょうか。それならば、条例レベルでやるんじゃないかと、それ以外でやれる。審議会の開催に上限はないでしょ。
- 地域協働課長 開催回数まで規定している審議会はないと思う。
- 会長 必要に応じてということでしょう。委員から「もっと開催してほしい」と頑張ってもらおうということなんですね、この点は。

NO23。委員に選び方についての意見も出ていた。ただ、就任が長期に渡る委員は、役職上のポストで指定される場合が多いんじゃないですか。こういう規定は入れるべきものなのか、もともと無理なのか。一般論としては、リフレッシュしてとは思いますが。入れ替えるよう制度がいいのかどうか。

- 地域協働課長 現在、職員で構成しているまちづくり基本条例推進研究会で、委員選任の指針について研究している。一定の成果が出れば紹介させていただきたい。
- 森委員 NO22。委員定数の5割を公募するというのは、条例等でこういう人と決められている場合もあり、なかなか難しいとは思いますが。それでもできるだけ公募委員を増やしていくことからすると、ここに書いてあるように「1人以上」というと「1人」いれればいいということになってしまうので、もう少し、「2人」がいいか「3人」がいいか分らないが、そういう、最低限「3人」はいなきゃいけないよというところからスタートするのがよいと思う。
- 会長 男女共同参画の推進では、どんな表現になっているのか。

○事務局（坪内） 男女共同参画基本計画では、平成29年度、女性委員の割合を30パーセントとする目標値が掲げられている。ただ、この数値は、全設置機関の平均で、各機関に課しているものではない。審議会によっては、公募委員が1人も入っていないものもあるのが現状であり、まず、こういう状況を改善していきたい。そのため、基本的な考えとしては「1人以上」。この表現がネガティブなら、「できる限り」という表現も考えたい。

○沢田委員 審議会によって様々な形式や、要請される人材が当然ある。この参加条例は全体的に、かっちりしたものではなく、フアジー。先ほどの「1人以上」という表現で私はよいと思う。8-3で、「委員の選任に当たっては、男女比、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努める」とあるので、これだけを捉えれば、いかようにもできると思う。実際どう執行していくのかの方が大きな問題。現に応募者が少ないというのも確かに問題で、例えば、10人を公募したところ、応募は3、4人であったと。それで、全員を委嘱すると。もし、偏った考えの方ばかりになると、果たして、市民代表とってよいのかということがある。その対策として、ランダムに抽出した方々の中から手を上げていただくという方式を採ったらという提案を以前から言っている。市民参加条例の上では、これで言い表されているという気がするので、かっちりさせるとなると、他の規定にも影響してくる。何かあった場合でも、条例違反と受け取られないような運営にしていくべき。表現的には、これで仕方がないと思う。

○会長 ここは数値が入っていない。理念的な表現ですね。すべての審議会に1人以上の公募委員は入った段階で、次のステップで、「2人以上」などにするのかを議論すると。

○事務局（坪内） 現実を踏まえて、底上げしていく。

○会長 趣旨はそういうことだと。

○森委員 NO14。市民参加の方法についての提案がある。市の回答はこれでよいと思うが、実をいうと、私、この「市民参加条例」という言葉を聞いたとき、こういうイメージだった。いろんなことを通じて市民が参加してい

くと。この条例の名称が「市民参加条例」なので、どうしてもそう受け取られてしまう。でも内容は、市民参加の手続ですよ。基本条例第19条第2項の規定にそって作るの、「手続条例」とした方が分りやすいんじゃないかと思う。

○地域協働課長 まちづくり基本条例でいう「市民参加」は、行政への参加ばかりでなく、まちづくり全体への参加。今回の条例でいう「市民参加」は、執行機関等の活動への参加。まちづくり基本条例より限定的に定義している。まちづくり基本条例を見て、市民参加条例を見ると、誤解される懸念もあるのかとも思うので、条例名称については一考したい。例えば、「行政活動への参加」とするとか...

○会長 パブリックコメントの回答の中ではそれは言っているわけですね。NO1。基本条例が掲げる理念のもとに策定される手続条例であると。これを正面に出して、市民に「じゃ、関係ないんだ」と思われても困る。ただ、具体的に、こういう場に参加してくださいという条例ではない。だから、説明のところで、具体的に記述するということですね。名称は、検討してもらうとして。

これ以外のも、これからの取り組みについて注意することがあれば、ご指摘ください。

○庄田委員 条例制定後は、市民に対し、各市民参加手続の内容等について説明してほしい。NO30には「条文を平易な文章で」とあるが、むしろ制定後のPRの方が必要で、さきほどあった審議会の公募委員の応募にもつながる。

○地域協働課長 基本条例の制定の折には、パンフレットを作成した。市民参加条例についても、ご紹介できるようなものを作成し、PRしていきたい。

○会長 きょうの議題であるパブリックコメントの結果、公表回答については、こういう形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり。〕

○会長 はい。それではきょうは、ここまでにして、次回は条例化していくに当たってのご意見をいただくこととなります。

2. その他

○会長 次回の委員会の日程について提案をお願いします。

○地域協働課長 まず、パブリックコメントの結果の公表について。広報4月号にその一部を、ホームページには全文を掲載していく。また、きょう配付した資料1には記載しているが、公表する資料では、「市の考え方」にある修正の有無、例えば「修正なし」云々の記載は省いていく。

次回の推進委員会では、条例案を提出したい。勝手ながら、4月25日午後1時30分からの開催をお願いしたいと思います。

○会長 いかがでしょう。

[発言する者なし。]

○会長 ないようですので、その日程をお願いします。次回までのその案は、事前に送付されますか。

○事務局（坪内） 今回のような当日配付にならないようにしたい。

○地域協働課長 条例案とその施行規則案を示したい。

○会長 次回は事前に送っていただくと。いよいよ形になってきます。その間に議事録もお願いします。

きょうはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。